

開発行為等にもなう上水道施設整備指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市給水区域内で行われる開発行為等で上水道の供給を受けるものについて、一定の施設整備基準を定め、もって、本市水道事業の円滑な運営ならびに給水区域内の適正な水量確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この要綱は、次の各号に掲げる開発行為等を施行するもの（以下「開発者」という。）に適用する。

- (1) 開発規模が500㎡以上のもの。
- (2) 開発規模が500㎡未満であっても同一開発者が隣接地で行う開発行為で、その合算した面積が500㎡以上のもの。
- (3) 二以上の開発者が隣接して開発行為を行う場合で、合計面積が500㎡以上のもの。
- (4) 開発規模が500㎡未満のものであっても、上水道施設が未整備なもの。
- (5) 開発規模が500㎡未満のものであっても、開発地に給水することにより周辺の給水環境に影響を与えるもの。
- (6) 専用住宅以外で受水施設を必要とするもの。
- (7) その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるもの。

(給水の同意)

第3 開発者は、開発地内または配水管から開発地への給配水施設が計画人口、予定建築物の用途によって想定される需要に支障を期たさないよう、あらかじめ管理者が定めた給水依頼書を提出し、その同意（給水依頼回答書）を得るものとする。

2 前項に定める同意事項は、次の各号とする。

- (1) 開発地への給水施設は、同地区内の需要を十分満たすものであること。
- (2) 開発地への給水管の分岐は、最寄りの配水管から行うものとする。
- (3) 給水規模が大きく、分岐する配水管の配水能力からみて分岐不可能の場合は、分岐可能な配水管から分岐、または最寄りの配水管を増径して工事を行うこと。
- (4) 給水規模の大小にかかわらず、開発地に給水することにより周辺の給水環境に大きく影響を与える場合は、必要な配水施設の改良を行うこと。
- (5) 加圧地域内で開発地へ給水することにより加圧ポンプ施設に大きく影響を与える場合は、その施設の必要な改良を行うこと。
- (6) 前各号で新たに配水管等を布設した場合、同一道路内は維持管理の観点から原則として輻そう給水管を解消し、給配水管の整理統合を図ること。

- (7) 配水管から開発地までの給水経路で私有地または私有道を含む場合私有権者等の土地通過承諾書をあらかじめ提出すること。
- (8) 将来、維持管理上必要とする水道施設（配水管はφ75mm以上）は全て市に無償譲渡すること。ただし、管理者が必要と認めたものは、φ50mm以下の給水管も配水管に準じて取扱うものとする。
- (9) 前号の水道施設の整備にともない、維持管理上支障をきたすような物件または障害物を道路上に設けることは一切行わないこと。また、後日、管理者が必要と認めたときは、当該道路内の掘さく等を無条件に同意すること。
- (10) 給配水管の口径は、別に定める基準に従い計画すること。
- (11) 受水施設及び給水管工事は、別に定める基準に従い計画すること。
- (12) 開発地内に不用の既設管がある場合は、配水管との分岐点で切断すること。
- (13) その他詳細については、給水工事申請以前に関係課と協議すること。
- (14) 開発地内に係る権原を移転する場合は、前各号に掲げる事項を新権原者に継承させること。

（工事の施行）

第4 開発にともなう水道施設の工事は、原則として管理者が行う。ただし、小規模な開発で管理者が必要と認めたものについては、別に定める基準に従い開発者が行うものとする。

（費用負担の原則）

第5 開発にともなう水道施設に要する費用は、原則として開発者が全額これを負担するものとする。

（協定の締結）

第6 開発者は、この要綱にもとづき管理者と協議のうえ、協定を締結するものとする。

（適用の特例）

第7 この要綱を適用することが不相当と認められる場合は、管理者は、別の定めをすることができる。

（その他）

第8 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。